

1994年5月12日

2010年4月15日改訂

2012年3月31日改訂

2012年12月13日改訂

2014年5月15日改訂

2016年7月21日改訂

2017年10月19日改訂

『駿河台経済論集』編集委員会

## 『駿河台経済論集』投稿規程

### 1. 投稿資格

投稿筆頭者は、原則として以下の者とする。

- (1) 本学経済経営学部専任教員
- (2) 本学経済経営学部の非常勤講師
- (3) 上記以外の者で、『駿河台経済論集』編集委員会（以下「委員会」）で認められた者

### 2. 投稿原稿

- (1) 原稿は、未投稿のものに限る。
- (2) 原稿の種類は、論文、研究ノート、資料、学会等の動向、書評、翻訳、セミナー・公開講座の報告、その他とする。
- (3) 共同執筆の場合は、共著者の所属・氏名を明記する。
- (4) 論文については、原則として「経済経営学部月例研究会」での発表を要件とする。
- (5) 原稿の採否は、「委員会」において決定し、その旨を投稿筆頭者に伝える。
- (6) 掲載の順番は、原稿の種類別に、原則として原稿提出順とする。
- (7) 原稿の執筆は、原則として『駿河台経済論集』執筆要領によるものとする。
- (8) 原稿の提出先は、「委員会」とする。

### 3. 発行日

『駿河台経済論集』は年2回刊行し、発行日は、各巻の第1号については9月30日、第2号については3月18日とする。

### 4. 退職記念号

経済経営学部専任教員が定年退職する場合は、原則として、第2号を「退職記念号」とし、委員会より投稿を依頼する。原稿の種類は、「特別寄稿」を原則として、「経済経営学部月例研究会」での発表を要件としないが、本人の希望により、2.(2)に規定する種類のうち1つとしてもよい。

### 5. 申込方法

- (1) 申込は、所定の執筆申込用紙により行う。
- (2) 執筆申込用紙の請求先および提出先は、「委員会」とする。
- (3) 執筆申込の締切は、各巻の第1号、第2号とも原則として前年度の2月末とし、第1号は当該年度の4月中旬、第2号は同8月末に追加の申込を受け付ける。ただし、当該年度の予算を超過する場合は、申込の遅い順に、次号に掲載とする場合がある。

### 6. 原稿締切

原稿締切日については、概ね、各巻の第1号については6月末、第2号については12月初旬とする。

### 7. 抜き刷り

抜き刷りを希望する場合は、実費を徴収する。

### 8. 著作権

『駿河台経済論集』に掲載された論文等のすべての記事の著作権は、記事に明記された執筆者に帰属するものとする。

### 9. 電子化およびウェブ上での公開とアブストラクトの提出

- (1) 『駿河台経済論集』に掲載された論文等はすべてPDF化（電子化）し、

## 『駿河台経済論集』投稿規程

本学のウェブサイトや機関リポジトリ等を通じてウェブ上で公開する。

- (2) 原稿提出時には、200文字程度のアブストラクトを作成し、完成原稿とあわせてCD-R、USBメモリ等に入れて編集委員会に提出する。

### 10. その他

- (1) 「委員会」の委員長は経済経営学部長とする。委員は委員長のほか2名とする。事務局を教務課におく。
- (2) 本規程の改廃、その他『駿河台経済論集』編集に関する運営については、「委員会」において決定し、教授会において公表する。
- (3) 本規程は『駿河台経済論集』第27巻第2号より適用する。